

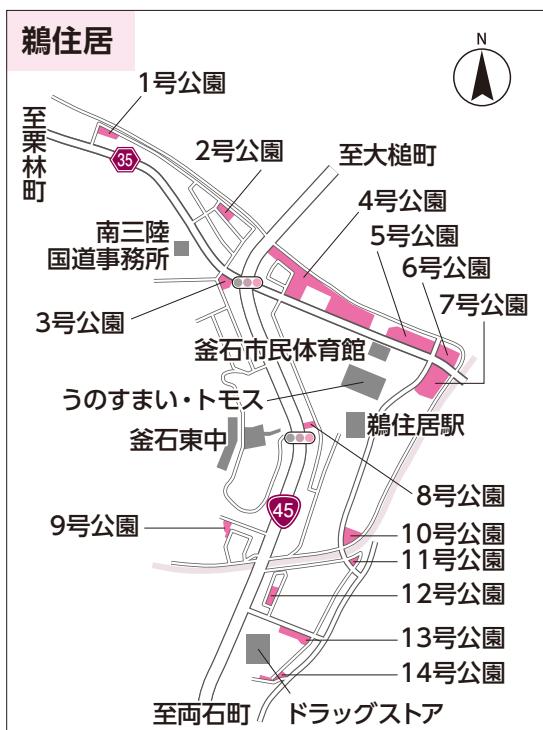
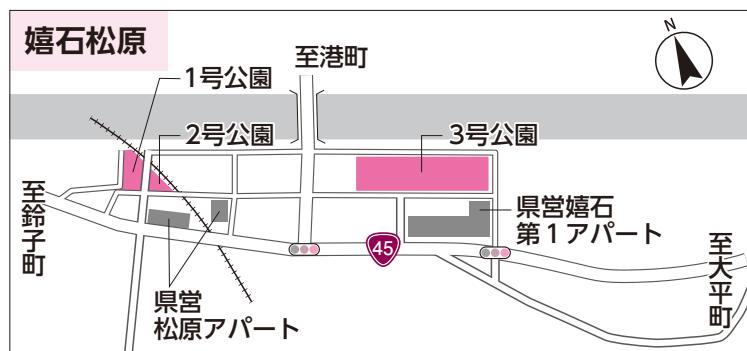
広報

かまいし お知らせ版

土地区画整理事業により整備した公園が完成しました

市は、平成25年度から片岸、鵜住居、嬉石松原、平田の4地区で、道路や公園などの公共施設と宅地整備を一体的に行う土地区画整理事業を進めてきました。今回、全ての地区的公園整備が完了し、4月1日から市民の皆さんに利用いただけます。

地区名	事業内名称	公園名称	事業内名称	公園名称
片岸	1号公園	片岸古廟坂公園	5号公園	片岸リアス線沿い公園
	2号公園	片岸小広場公園	6号公園	片岸広場公園
	3号公園	片岸稻荷公園		
鵜住居	1号公園	はやま山公園	10号公園	成ヶ沢橋北公園
	2号公園	新田公園	11号公園	成ヶ沢橋南公園
	3号公園	金比羅公園	12号公園	長内運動公園
	4号公園	鵜住居アスレチック公園	13号公園	新川原ふれあい公園
	8号公園	鵜住居駅前公園	14号公園	新川原花壇公園
	9号公園	古峰公園		
嬉石松原	1号公園	はまゆり公園	3号公園	はまべ公園
	2号公園	はまぎく公園		
平田	1号公園	あさひ小広場公園	3号公園	たてやま公園
	2号公園	むつわ公園	4号公園	なみたき公園



問い合わせ 市都市計画課 ☎27-8435

キャッシュレス決済ポイント還元事業

「がんばろう釜石！対象店舗で最大20%戻ってくるキャンペーン」

市は、新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した地域経済の回復や買い物時の感染リスクの低減、交流人口の拡大を図るために、PayPayで支払ったユーザーにポイントを還元する事業を実施します。

概要 対象店舗にてPayPayで決済すると、決済金額の最大20%のPayPayボーナスを還元します

還元の上限 1回最大4,000円相当、期間中最大2万円相当（PayPayボーナス）
※2万円／回、10万円／期間の支払いでの最大となります

対象店舗 市内PayPay加盟店のうち、市とPayPayが対象とする店舗（対象店舗にはキャンペーンを告知するポスターが掲出される予定です）
※公的医療・介護保険が適用となる医療機関、薬局などは対象外です

実施期間 4月1日（木）～5月15日（土）23時59分
※PayPay残高、Yahoo! JAPANカード、PayPayあと払いによる決済が対象です
※支払日の翌日から起算して30日後にPayPayボーナスが付与されます

問い合わせ 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421



市のホームページ

4月から市税などがスマートフォンから納付できるようになりました

市は、令和3年度分の市税などの納付金（一部を除きます）から、スマートフォン決済アプリを利用しての納付（スマホ決済）ができるようになりました。

利用できるアプリ PayPay LINE Pay 請求書支払い

納付できる納付金

- ①市税（市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税【種別割】、国民健康保険税）
- ②後期高齢者医療保険料 ③介護保険料 ④墓地管理料 ⑤土地使用料
- ⑥道路占用料等 ⑦住宅等使用料 ⑧下水道使用料・漁業集落排水事業使用料
- ⑨下水道事業受益者負担金・漁業集落排水事業分担金 ⑩保育料 ⑪学校給食費

スマホ決済ができない納付書

- ・納付額が30万円を超えているもの
- ・金額を訂正したもの
- ・納期限を過ぎたもの（ただし納期限が過ぎても市指定金融機関や市の窓口では納付することができます）
- ・バーコードの読み取りができないもの

便利なスマホ決済を安心してご利用いただくため次の点にご注意ください

- ◆スマホ決済には専用アプリのインストールと利用登録が必要です。（通信料などは利用者負担です）
- ◆領収書は発行されません。軽自動車の継続検査（車検）の予定がある人は、スマホ決済を利用せず、各納付窓口で納付して領収書を保管してください
- ◆市で納付確認ができるまで2～3週間程度かかります。納付後に早く納税証明書が必要な人は、スマホ決済を利用せず、市指定金融機関や市の窓口またはコンビニエンスストア（納期限内のみ）で納付し、市税務課または市生活応援センター（釜石地区は除く）に領収書を提示して申請してください
- ◆重複納付（スマホ決済と他の納付方法）に注意してください

納め忘れない口座振替も利用しましょう！

問い合わせ 市会計課 ☎27-8447

新型コロナワクチン接種のお知らせ

接種費用は
無料

（3月24日時点）

令和4年3月末までに65歳に達する人の接種は、次のスケジュールのとおり4月から始まります

	4月	5月	6月	7月	8月
65歳以上の高齢者向け接種（約1万3,000人）	接種券配達 （4月上旬～）	病院での入院患者への個別接種（4月中旬～） 高齢者施設での入所者への個別接種（4月中旬～）	集団接種会場での接種（5月中旬～）		
コールセンター設置	接種券郵送（4/23まで） 予約受付（4月下旬～）	市内医療機関での個別接種（5月中旬～）	コールセンター設置（4/1相談対応開始、4月下旬集団接種予約受付開始）	ワクチン入荷	※新型コロナワクチンは、1回目の接種から3週間後に2回目の接種をします

- ・釜石市には4月12日の週に975回分（487.5人分）のワクチンが供給されます
- ・早ければ4月19日の週から1回目の住民向け接種が始まりますが、はじめは、市内病院の入院患者、高齢者施設入所者（従事者）から接種を始めるよう検討、関係機関と調整しています
- ・その他の65歳以上の人の接種は、5月中旬から始まる予定で、ワクチン接種できる場所、予約開始日、詳しい予約方法などは決まり次第、広報や市のホームページでお知らせします

ワクチンは、接種を希望する全ての人が接種できるように順次供給されます。安心してお待ちください

65歳以上の人へ接種券などを郵送します

- ・入院や高齢者施設などに入所していない人には、4月23日までに自宅（住民票登録地）へ接種券などを郵送します
- ・3月20日現在で市内の病院に長期入院している市民、市内の高齢者施設に入所している市民の接種券は郵送せず、市から各病院、高齢者施設へ直接届けます
- ・市外の病院に入院している市民、市外の高齢者施設に入院している人の接種券は自宅へ郵送します
- ・封筒には「シール状の接種券」「予診票2枚（接種2回分）」「ワクチンに関する説明書」「新型コロナ予防接種のお知らせ」が入っています。届いたら内容を確認し、接種への準備をお願いします



コールセンターを開設します

市民の皆さんからの、新型コロナワクチン接種に関する相談に対応するため、釜石市新型コロナワクチン接種コールセンターを4月1日に開設します。

内 容 ワクチン接種や接種券、予診票に関する一般相談
電話番号 集団接種の予約・キャンセル（予約はまだできません。予約開始日は改めてお知らせします）
019-606-8055 （通話料がかかります）

受付日時 月～金曜日（祝日を除く）9時～17時

※アナフィラキシーなどの副反応や、ワクチンの成分など医学的知見が必要な問い合わせは、県が設置するコールセンターをご案内することができます
※電話がつながりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください



問い合わせ 市健康推進課 新型コロナワクチン接種推進室
☎22-0179（課代表） ☎22-4567（推進室直通）

基本理念

東日本大震災からの復興完遂後の新たな地域社会を作りあげていく上で三つの理念を掲げ、理念に基づくまちづくりに一丸となって取り組み、新しい時代を切り拓いていきます。

一人ひとりの幸せの実現

一人ひとりが生きがいを持って安心して暮らせるよう、その地域に住む人それぞれが主体的に取り組み、人と人とのつながりの中で、学びあいながら住まう幸せを実感できる地域を目指します。

危機対応と希望の追求

これまで幾多の災害や経済的な危機に直面してきましたが、その都度「撓まず屈せず」の精神で乗り越えてきました。これから発生する新たな危機にも、過去の経験に学び、しっかりと向き合い、怯むことなくあらゆる分野で挑戦し続けられ、次の世代にも希望ある地域を目指します。

釜石発の新しい価値観

豊かな山や海、先人たちがこれまで培ってきた輝かしい歴史、東日本大震災からの復興のプロセスを通じて得た世界中の人のつながりや絆など、釜石にしかない宝があります。豊かな自然に囲まれながら多様なつながりの中で、一人ひとりが自分らしい生き方の価値を見出し、それを地域全体で認め合うことの価値観が大切です。「人がまちをつくり、まちが人をつくる」循環の中で、そうした価値観が育まれる地域を目指します。

まちづくりの基本方向

【保健福祉】

基本目標 あらゆる人の幸せをみんなで考えつくるまち
基本施策

- ・地域で支え、子どもが安心して生活できるまちづくり
- ・みんなで健康になれるまちづくり
- ・共に見守り支え合い、包括的支援によるまちづくり

【生活環境】

基本目標 人と自然が共存し安心して暮らせるまち

基本施策

- ・快適に暮らし自然と共に存するまちづくり
- ・快適で安心・安全なまちづくり
- ・生活基盤が充実したまちづくり

【産業雇用】

基本目標 未来をつくる人と産業が育つまち

基本施策

- ・効率的な土地利用
- ・商工業の振興と新たな産業の創出
- ・釜石港の流通拠点化

まちづくりの基本目標と基本施策

【保健福祉】

- ・水産・農林業の振興
- ・観光振興と交流人口の拡大
- ・移住定住の推進と雇用の確保

【教育文化】

基本目標 地域と人のつながりの中でみんなが育つまち
基本施策

- ・未来を担う子どもたちの育成
- ・子どもを育む環境づくり
- ・生涯学習・スポーツの振興
- ・歴史・文化・芸術文化の振興

【危機対応】

基本目標 過去に学びみんなが命を守れるまち

基本施策

- ・防災意識の向上
- ・地域防災力の向上
- ・多重防御による防災・減災対策

計画の推進

将来像を実現するために、「計画の推進」を各分野に共通する基本的な考え方として、まちづくりの基本目標に向かい、施策を実施していきます。

全市民参加でつくるまち（協働によるまちづくりの推進）

全ての人がまちづくりに参画し、希望にあふれたまちを目指すため、これまで築いてきた各地区応援センター及び地域会議を中心に、自助・共助・公助による地域づくりを一層推進します。また、行政、企業、職能団体、NPO、市民団体等多様な主体がそれぞれの価値観・役割に応じて、テクノロジー等も活用しながら、まちについてともに考え、ともに活動する環境の構築を目指します。

多様な連携と交流によるまち（地方創生・多文化共生・広域連携の推進）

釜石市オープンシティ戦略の基本理念である「市民一人ひとりが役割を持つ、真に開かれたまち」の実現に向け、釜石市内外の多様な人々とのつながりにより新たな事業機会やコミュニティが育まれ、希望が連鎖し、活力につながる地域社会の形成を目指します。

異なる考え方や意見に寛容で、かつ変化や困難を受容する再起力の高い開かれた社会の構築を目指すとともに、東日本大震災後大きく進展した交通ネットワークや多様なつながりを生かし、周辺自治体をはじめ様々な連携により、三陸の交流拠点として地域の魅力を高める取組を推進します。

効率的・安定的な行財政運営ができるまち（行財政改革の推進）

一層厳しくなる財政状況を踏まえ、実施する事業をより慎重に選択するほか、既存施設の有効活用や、必要性を見極めた施設の統廃合を進めています。また、多様化、複雑化する市民ニーズや変わりゆく時代に対応するため、新市庁舎を整備し、先端技術やテクノロジーの活用等による業務改善に努め、戦略的な行政運営の下、組織全体の生産性を向上させていきます。

第六次釜石市総合計画を策定しました

～まちについてともに考え、ともにつくる～

目指す釜石の将来像

一人ひとりが学びあい 世界とつながり未来を創るまちかまいし
～多様性を認めあいながらトライし続ける不屈のまち～

東日本大震災からの復興やラグビーワールドカップ2019™日本大会岩手・釜石開催のプロセスにおいて、日本中・世界中とのつながりを育む機会に恵まれました。これらを生かし、更に新たな世界を広げることで、一人ひとりの可能性、地域の可能性を広げ、希望が連鎖し、活力にあふれる未来を創り続けます。

将来像に掲げる「学ぶ」とは、「力を新たに身につけ、新たな世界を広げること」です。一人ひとりが学びを通じて成長する喜びを感じ、学びあうことによってより多くの心に火を灯し、やがて地域全体に広がることで、学ぶこと即ち「新たな世界を広げること」の幸せを実感できる地域の構築を目指します。

様々な人、様々な生き方や働き方を尊重し、多様な価値観を認め合うこと、様々なことに挑戦し、決してあきらめないことを市民の基本姿勢としながら、時代の変化にしなやかに対応し、「一人ひとりが学びあい 世界とつながり未来を創るまちかまいし」の実現に向け、全市民参加で取り組んでいきます。

市は、市民一人一人が夢と希望を持って生き生きと暮らせる持続可能なまちであり続けるために、当市が持っているさまざまな資源とつながり、地理的優位性などを生かし、市民と釜石に関わる全ての人々が市の長期的な展望を共有した上で、市民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもと、一丸となってまちづくりに取り組むことができるよう第六次釜石市総合計画を策定しました。

計画の策定に当たっては、かまいし未来づくり委員会による提言、市民の皆さんからのご意見やご提案をいただきながら審議を重ね、令和2年11月に釜石市総合振興審議会から市へ答申を受けました。この答申を尊重した第六次釜石市総合計画基本構想を市議会に提案し、本年3月に可決されました。

これから、この第六次釜石市総合計画の実現に向けて、市民の皆さんとの協働により各種施策に取り組んでいきます。



策定に当たり、多くの意見をいただきました



かまいし未来づくり委員会から野田市長への提言書提出
(令和2年11月16日)

総合計画の構成と計画期間

基本構想 当市の将来のあるべき姿を展望し、総合的な振興を図るために目標とこれを達成するための基本的な施策の大綱を明らかにするもので、期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

基本計画 基本構想で定められた基本的な施策の方向を具体化するため、中長期を見通して各分野における実現手段を体系化し、重点業績成果指標（KPI）を盛り込むもので、期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、施策の達成度や社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて中間年で見直しを行います。

実施計画 基本計画に定められた施策を具体的に実施するため、毎年度の事務事業として内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成の骨格となるものです。期間は向こう3年間とし、毎年度見直しを行います。

市職員の給与の状況をお知らせします

市の職員の給与、職員数などがどのようにになっているか、そのあらましをお知らせします。

※端数処理のため、内訳と合計が合わない場合があります

① 人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（令和元年度末）	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
31年度	32,609人	533億4,646万円	34億8,260万円	6.5%

② 職員給与費（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
31年度	387人	14億7,240万円	2億5,636万円	5億9,220万円	23億2,095万円	599万円

※職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成31年4月1日現在の人数です

③ 平均年齢、平均給料月額と平均給与月額（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1歳	317,848円	368,859円
技能労務職	50.9歳	331,740円	362,058円

※平均給料月額…諸手当を含まない基本給の平均月額
※平均給与月額…基本給と扶養手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当を合計したものの平均月額

④ 学歴別初任給・経験年数別平均給料月額（令和2年4月1日現在）

区分	決定初任給	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	183,800円	248,041円	354,000円	384,700円
	高校卒	151,900円	-	309,750円	358,900円

⑤ 期末手当・勤勉手当（平成31年度）

1人当たり 平均支給額	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
148万円	2.60月分 (1.45)月分	1.85月分 (0.90)月分

（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

⑥ 退職手当（令和2年4月1日現在）

支給率など	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算措置 (2%~45%加算)	
退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額※1	40万円	2,125万円

※1 前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です

⑦ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容と支給単価（月額）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・子1人につき10,000円 (満16歳から満22歳の子には5,000円加算) ・上記以外 1人につき6,500円
住居手当	[借家・借間] ①家賃：12,000円を超えて23,000円以下 ⇒家賃-12,000円 ②家賃：23,000円を超えて55,000円以下 ⇒(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 ③家賃：55,000円を超えた場合 ⇒27,000円（最高限度額）
通勤手当	①交通機関（バスなど）利用者 ⇒定期券の価格相当額支給（最高限度額45,000円） ②交通用具（自家用車・オートバイなど）利用者 ⇒片道2.0km以上の距離区分に応じ3,000円~31,600円

⑧ 特別職の給料など（平成31年4月1日現在）

役職	給料・報酬	期末手当
市長	792,000円	
副市長	648,000円	
議長	392,000円	
副議長	338,000円	
議員	313,000円	

⑨ 職員数（各年4月1日現在）

区分 部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成31年	令和2年		
一般行政	344	324	△20	事務の統廃合・縮小、退職不補充、人事異動による
教育	43	44	1	人事異動による
公営企業※2	52	55	3	〃
合計	[533] 439	[533] 423	△16	

[] 内は、条例定数（教育長を除く）の合計

※2 公営企業…水道、下水道、国民健康保険、介護保険の担当職員をいいます

⑩ 職員数の推移（各年4月1日現在）

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R2とH27の職員数の比較（増減率）
一般行政	328	329	327	346	344	324	△ 4 (△ 1.2%)
教育	53	52	46	44	43	44	△ 9 (△17.0%)
公営企業	52	54	60	57	52	55	3 (5.8%)
合計	433	435	433	447	439	423	△10 (-2.3%)

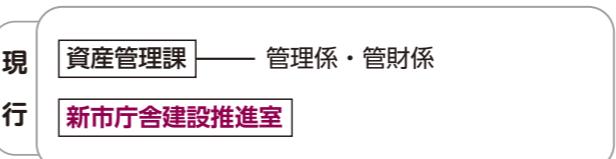
問い合わせ 市総務課 職員係 ☎27-8411

4月1日から 市の組織機構の一部が変わります

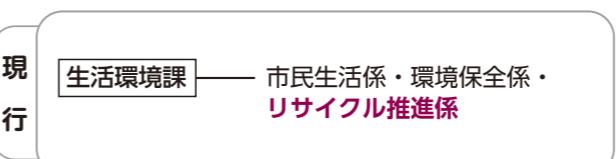
令和3年度から第六次釜石市総合計画がスタートします。

少子高齢化・人口減少が進み、住民ニーズが多様化・複雑化する中、さまざまな行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、限られた人材と財源を最大限に生かすことが必要です。行政組織のさらなる効率化と体制強化を図るため、次のとおり組織機構の一部を見直します。

総務企画部



市民生活部



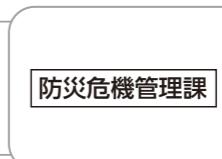
産業振興部



問い合わせ 市総務課 職員係 ☎27-8411



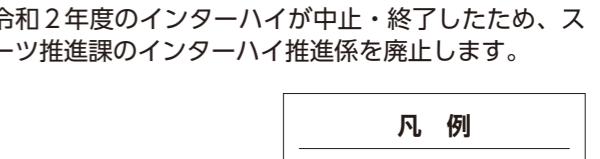
危機管理監



復興推進本部



文化スポーツ部



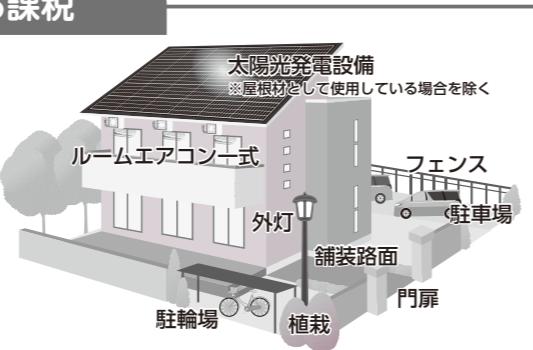
広報かまいし 2021.4.1

固定資産税のあらまし

償却資産に対する課税

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることができる資産（構築物、機械及び装置、船舶、工具・器具及び備品など）です。毎年1月1日現在に釜石市内に所有する事業用の償却資産の状況を、毎年1月31日までに市に申告しなければなりません。

※共同住宅や社宅などを所有している場合に申告が必要な償却資産の例は右図のとおりです



令和3年度固定資産税納税通知書を 4月上旬に発送します

課税明細書をご確認ください

土地の現況や利用状況に変更があった場合、家屋の新・増築、取り壊しをした場合は、税務課資産税係にご連絡ください。

納期限	第1期 4月30日(金) 第2期 8月2日(月) 第3期 12月27日(月) 第4期 2月28日(月)
-----	--

縦覧制度について

固定資産税の納税者が、所有する土地・家屋の評価額が適正かどうか客観的に判断するため、市内の他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

縦覧期間 4月1日(木)～4月30日(金)(土・日曜日、祝日を除く)
8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課 資産税係(市役所第1庁舎1階)

納税義務者の相続について

固定資産税は毎年1月1日時点の所有者に課税されます。

所有者が亡くなった場合は、相続人に納税義務が承継されますので、市税務課へ固定資産税現所有者（相続人代表者）の届け出をしてください。

相続登記について

土地建物の相続登記は別途手続きが必要です。登記手続きに関することは法務局にお問い合わせください。

問い合わせ 盛岡地方法務局宮古支局
宮古市小山田1丁目1-1
☎0193-62-2337

問い合わせ 税務課 資産税係 ☎27-8489

よくあるご質問

固定資産税（家屋）が急に高くなつた

Q 私は、平成29年10月に一戸建住宅を新築しましたが、令和3年度分から急に税額が高くなっています。なぜでしょうか。



A 新築の住宅に対しては、一定の要件にあたるときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分（長期優良住宅については、5年度分）に限り、税額が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、平成30・令和元・2年度分については税額が2分の1に減額されており、この減額適用期間が終了したため本来の税額に戻りました。

年の始めに家屋を取り壊した

Q 令和3年1月15日に家屋を取り壊しましたが、令和3年度の固定資産税が課税されています。なぜでしょうか。



A 固定資産税は毎年1月1日現在に所在している固定資産が課税対象で、その年の4月から始まる年度分が課税されます。

したがって、令和3年1月15日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、令和3年度の固定資産税の課税対象となります。

年の中途で土地の売買があった

Q 私は、令和2年11月に自己が所有する土地の売買契約を締結し、令和3年2月には所有権移転登記を済ませました。令和3年度分の固定資産税は誰に課税されますか。



A 地方税法の規定により、毎年1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し当該年度分の固定資産税を課税することになります。したがって、令和3年度の固定資産税の納税義務者はあなたになります。

※詳しくは、市のホームページをご覧ください



市のホームページ

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。行政サービスを提供する市町村の財政を支えています。

税額の算定方法は

総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて固定資産を評価し、その価格（実際の売買価格とは異なります）を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。



課税標準額 × 税率(1.5%) = 税額 となります。

ただし、同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

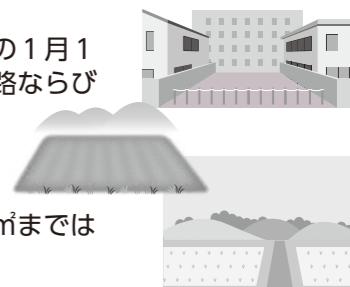
[土地：30万円 家屋：20万円 債却資産：150万円]

令和3年度は「評価替え」の年です

3年ごとに土地と家屋の評価を見直す制度を「評価替え」といいます。今回は、平成30年度評価替え以降3年間の価格の変動に対応し価格を見直します。

土地に対する課税

固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわりなく、その年の1月1日の利用状況により認定します。地目は、宅地、田、畑、山林、公衆用道路ならびに雑種地などがあります。



住宅用地の特例

住宅が建っている土地は、税負担が軽減されます。住宅1戸につき200m²までは課税標準額が評価額の1/6に、200m²を超える部分は1/3になります。

宅地の負担調整措置

評価額の上昇による税負担の急激な上昇を緩和するための制度です。
負担水準（※1）の低い宅地は、課税標準額が毎年ながらに上昇します。

※1 1個々の宅地の課税標準額が、本来の課税標準額に対してどの程度まで達しているかを示しています

家屋に対する課税

固定資産評価基準によって再建築価格を基準とする方法によって評価します。在来分の家屋については、基準年度（3年）ごとに評価替えが行われます。

新築住宅に対する税の軽減措置

一定の要件（※2）を満たす場合には新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）（※3）は床面積120m²分を限度に固定資産税額の1/2が減額されます。

※2 一棟の延床面積のうち居住部分の割合が1/2以上あり、居住部分の床面積が50m²（一戸建て以外の賃家住宅は1戸40m²）以上280m²以下であること

※3 3階建て以上の耐火構造又は準耐火構造は、さらに2年度分延長されます

各種相談

“いきいき岩手”結婚サポートセンター
おでかけ「i-サポ」(要予約)

日時 4月3日(土)、18日(日)12時～
15時

場所 釜石情報交流センター

対象 県内在住、在勤の20歳以上
の独身者

内容 個別相談、タブレット端末
によるお相手検索

費用 登録料1万円(2年間有効)

問い合わせ 同サポートセンターi-
サポ宮古 (☎0193-65-7222)

行政相談

日時 4月15日(木)13時30分～16時

場所 市消費生活センター

内容 国などの行政に関する苦情

や要望

問い合わせ 岩手行政監視行政相
談センター (☎0570-090110)

ヨイ歯デーテレホン相談

日時 4月19日(月)10時～19時

※回答は歯科医師から19時以降に
電話します

内容 歯やお口に関する悩み事

相談先 岩手県保険医協会歯科部
会 (☎019-651-7341)

障がいがある人への不利益な取扱い
解消などの相談窓口

日時 月～金曜日(祝日、年末年
始を除く) 8時30分～17時15分

相談方法 市地域福祉課障がい福
祉係 (☎22-0177 市保健福祉セ
ンター2階) へ電話または直接お
越しください

多重債務無料相談窓口

日時 月～金曜日(祝日、年末年始
を除く) 8時30分～12時、13時～
16時30分

場所 東北財務局 盛岡財務事務所
(盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎
4階)

対象 借入金の返済にお悩みの人、
家族の借入金が心配な人、亡くなっ
た家族の借入金でお困りの人など

相談電話 ☎019-622-1637

問い合わせ 東北財務局 盛岡財務
事務所 (☎019-625-3353)

こども救急電話相談(岩手県医師会)

子どもの病気や事故への対処を
看護師がアドバイスします。

日時 年中無休19時～23時

相談方法 ☎#8000(局番なし)、☎
019-605-9000

マイナンバーカード交付窓口を開設します

休日窓口 4月4日(日)9時～17時、18日(日)9時～12時

場所 市役所市民課

※4月4日(日)は、転入、転出、転居の届け出とそれに伴う住民票發行、印鑑登録、印鑑登録證明書の發行も行います
※戸籍関係の届け出は宿直が対応します

問い合わせ 市市民課 市民登録係 ☎27-8450

しごと・くらしサポートセンター(イオンタウン釜石2階)

4月のセミナー(無料、定員各10人)

【市民向けセミナー】

■おしごと・子育て応援サロン

日時 4月25日(日)10時30分～12時

専門カウンセラーに気軽に仕事や子育ての相談ができます。



【事業者向けセミナー】

■新年度!知って得する「助成金」活用セミナー

日時 4月23日(金)13時30分～15時

【市民・事業者向けオンラインセミナー】

■ビジネススキルを鍛えるファシリテーション講座

日時 4月21日(水)19時～20時30分

※キッズコーナーがあります(25日(日)は保育士常駐)

※詳細やこの他の最新情報は、ホームページをご覧ください

申し込み・問い合わせ 市商工観光課 商工業支援係 ☎27-8421

岩手県山火事防止運動月間(5月31日まで)

あなたです 森を火事から 守るのは (山火事防止運動全国統一標語)

山火事の多くがちょっとした火の取り扱いの不注意から発生しています。火の取り扱いに注意し、山の緑を火災から守りましょう。

問い合わせ 市農林課 林業振興係 ☎27-8426

艦砲射撃による犠牲者情報を寄せください

市は、昭和20年7月14日ならびに8月9日の艦砲射撃で犠牲になられた方々を追悼するため、昭和51年に「釜石艦砲戦災誌」を発行し、現在、780人を登載しています。

戦災誌への登載は、戸籍による確認や遺族の証言を基に行ってきたが、今後は「犠牲者の名前が確認できる資料」や「戦災当時の証言」などをいただくことで、申し出による犠牲者名簿への登載が可能となりました。

「釜石市艦砲戦災犠牲不明者名簿」を次の場所に設置しますので、戸籍の提出が困難で登載とならなかった方々についても、今一度、不明者名簿をご確認いただき、情報がありましたらご連絡をお願いします。

設置場所 釜石市郷土資料館、各地区生活応援センター、市役所第1庁舎(市民課)、市保健福祉センター(地域福祉課)

問い合わせ 市地域福祉課 地域福祉係 ☎22-0177

国民年金の学生納付特例制度を ご存じですか

国民年金には、学生の期間、本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。この制度は、毎年度申請が必要です。

前年度に学生納付特例制度を申請した人で4月以降も在学予定の人には、4月初めに申請書が送付されます。希望する人は申請してください。

猶予期間 4月～翌年3月

申請に必要な物 在学証明書(原本)または有効期限か学年の記載がある学生証(写し)、印鑑、基礎年金番号が分かる物

※学生納付特例の期間は、将来受け取る年金額に反映されません。10年以内であれば遡って納付できます

問い合わせ 宮古年金事務所(☎0193-62-1963)、市市民課(☎27-8450)

住宅金融支援機構三陸復興支援 センターからのお知らせ

住宅金融支援機構三陸復興支援センター(大渡町1-7-8)は令和3年4月以降、職員が常駐しません。次のいずれかにご連絡ください。

面談での相談を希望する人

連絡先 ☎22-8522 月～金曜日9時～17時(祝日、年末年始を除く)

※東北支店(仙台市)に転送されます。日程を調整し、センター(大渡町)で面談します

電話での相談を希望する人

連絡先 ☎0120-086-353(通話料無料) 祝日を除く9時～17時

問い合わせ 住宅金融支援機構三陸復興支援センター(☎22-8522)

津波に耐えた樹木の観察会

東日本大震災で海岸の植物もほとんど流されました。津波に耐える樹木や、どのような植物が復活するのかを観察します。

日時 4月11日(日)9時30分～

集合場所 釜石鵜住居復興スタジアム西側駐車場

案内 釜石植物の会 鈴木弘文

申し込み・問い合わせ 釜石植物の会(鈴木☎22-3718、090-6454-1312)

まちのお知らせ

【募集】第23回岩手県障がい者 スポーツ大会参加者

日時 6月5日(土)10時～

場所 県営運動公園陸上競技場
(盛岡市)他

対象 4月1日現在満11歳以上
で県内に居住する、次のいずれかに該当する人

①身体障害者手帳を交付されている人
②知的障がいの人
③精神障がいの人

競技種目 陸上競技、水泳競技、
アーチェリー、卓球・サウンド
テーブルテニス、フライングディ
スク、ボウリング

応募期限 4月19日(月)

申し込み・問い合わせ 市地域福祉課(☎22-0177)



市のホームページ

放送大学岩手学習センター釜石校 を移転します

放送大学岩手学習センター釜石校は、市教育センター5階から青葉ビル1階へ移転します。

移転日 4月1日(木)

開館日・利用時間 年末年始を除く9時～21時

※利用について詳しくは、市のホームページをご覧ください

問い合わせ 市まちづくり課(☎27-8454)



市のホームページ

2021年度国家公務員 「国税専門官採用試験」大学卒業程度

仙台国税局は、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

第1次試験日 6月6日(日)

受験資格 (1)平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの人
(2)平成12年4月2日以降生まれの
人ので ①大学を卒業した人および令和4年3月までに大学を卒業見込みの人
②人事院が①と同等の資格があると認める人

申込方法 インターネット(国家公務員試験採用情報NAVI)
でお申し込みください

申込期限 4月7日(水)

問い合わせ 仙台国税局人事第二課試験研修係(☎022-263-1111
内線3236)、人事院東北事務局(☎022-221-2022)



福祉タクシー助成券を交付します

市は、在宅重度障がい者のタクシー利用料のうち、基本料金分を助成します。タクシーを利用する人はお申し込みください。昨年度分の福祉タクシー助成券（黄色のもの）を持っている人は、本年度分と交換しますので持参してください。

対象	①身体障害者手帳を持ち、視覚障害1級・下肢機能障害1級・体幹機能障害1級の認定を受けている人 ②療育手帳を持ち、A判定を受けている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人、または障害年金1級（精神障がい）を受給している人、※障がい者支援施設などに入所している人、自動車税・軽自動車税の免除を受けている人は該当しません
受付開始日	4月1日(木)
受付場所	市地域福祉課（保健福祉センター2階） 各地区生活応援センター（釜石地区を除く）
給付枚数	24枚
持ち物	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書（精神障がいの場合）のいずれか
利用できるタクシー会社	
青葉タクシー（小川町） ☎ 23-5911	
文化タクシー（中妻町） ☎ 23-5038	
釜石タクシー（大町） ☎ 22-3881	
前勝タクシー（鵜住居町） ☎ 28-3232	
太陽タクシー（鵜住居町） ☎ 28-1414	
中山福祉タクシー（小佐野町） ☎ 23-6615	
大槌タクシー（大槌町） ☎ 42-2256	
大安タクシー（大槌町） ☎ 42-4131	

問い合わせ 市地域福祉課 障がい福祉係 ☎ 22-0177

ふくしトピック㉗ 「アビリンピック」をご存じですか

アビリンピック（全国障害者技能競技大会）は、障がいがある人が職場で培った技能を競う大会です。職業能力の向上を図るとともに、企業や社会全体に障がい者への理解と認識を深めてもらい、雇用促進につなげることを目的としています。競技種目の幅は広く、洋裁・パソコンのデータ入力・ビルクリーニング・喫茶サービスなどの25種目にも及びます。岩手県では、6月と7月に地方大会「チャレンジいわてアビリンピック」が開催されます。アビリンピックの概要や、チャレンジいわてアビリンピックへの申し込み方法は、次の二次元コードからご確認ください。



問い合わせ (独行) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岩手支部 高齢・障害者業務課
☎ 019-654-2081 FAX 019-654-2082

胆大心小

たんだい しんじょう…強い勇気、大きな志と共に、細やかな思いやりの心で真の復興へ

これまで、復興事業は全国の皆様からの支援を頂きながら進めてきましたが、特に東海市からは、多くの市職員を派遣していただき、復興事業を始め、保健師による保健予防や心のケアなど市政運営全般に関しまして多大なるご支援とご協力をいただきました。10年前を振り返りますと、震災直後、釜石市に対する支援物資の第1号が東海市でした。以来、多額の義援金をお寄せいただいた他「東海市スクラムかまいし復興支援基金」を創設していただき、被災した学校の遊具や備品整備、中学生のオーストラリアへの海外体験学習など支援していただいております。ラグビーワールドカップの開催にあたっての決断を迫られたときには、東海市長から「頑張れ」と励ましの言葉をいただき、釜石大会の成功に大きな力となつたことが思い出されます。

また、「釜石市ラグビーJr.も未来基金」にも第1号として多額の寄付を頂き、釜石鵜住居復興スタジアム建設などに活用させていただきました。市として、これまで培ってきた東海市との絆を大切に、これまで以上に友好を深めていきたいと思います。

釜石市長 野田武則

東海市の絆

61

